

各種事務事業の取扱い(社会教育・スポーツ関係)

各種事務事業の取扱い(社会教育・スポーツ関係)について提案する。

平成16年3月30日提出

石狩市・厚田村・浜益村合併協議会  
会長 田 岡 克 介

協議項目	26-6-4 各種事務事業の取扱い(社会教育・スポーツ関係)
<ul style="list-style-type: none"><li>・ 合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li><li>・ スキー場の管理については、現行のとおりとし、新市において在り方を含め取扱いを検討するものとする。</li><li>・ 社会教育施設、その他スポーツ施設の管理のうち、現在無料である厚田村山村スポーツセンターについては、有料化を検討することとし、その他の施設の利用条件等については、現行のとおりとする。</li><li>・ 表章については、合併後に速やかに再編し、制度化を図るものとする。</li><li>・ 学校体育施設の開放事業のうち、利用条件等については、現行のとおりとする。</li></ul>	

協 議 調 書  
( 総 括 表 )

協議項目	26-6-4	各種事務事業の取扱い(社会教育・スポーツ関係)	所 管	教育文化専門部会
調整の内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。</li> <li>・スキー場の管理については、現行のとおりとし、新市において在り方を含め取扱いを検討するものとする。</li> <li>・社会教育施設、その他スポーツ施設の管理のうち、現在無料である厚田村山村スポーツセンターについては、有料化を検討することとし、その他の施設の利用条件等については、現行のとおりとする。</li> <li>・表彰については、合併後に速やかに再編し、制度化を図るものとする。</li> <li>・学校体育施設の開放事業のうち、利用条件等については、現行のとおりとする。</li> </ul>			
区 分	具 体 の 取 扱 い			
1. 関係団体(公共的団体等)	類似する団体については、統合・再編を働きかけるものとする。			
2. 補助金等	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			
3. 社会教育施設の管理	新市において、統一した管理運営が必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、利用条件等については、現行のとおりとする。			
4. スキー場の管理	現行のとおりとし、新市において在り方を含め取扱いを検討するものとする。			
5. その他スポーツ施設の管理	新市において、統一した管理運営が必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、現在無料である厚田村山村スポーツセンターについては、有料化を検討することとし、その他の施設の利用条件等については、現行のとおりとする。			
6. 学校体育施設の開放事業	新市において、統一的に事業を行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、利用条件等については、現行のとおりとする。			
7. 表彰	功績を認め表彰を行うことは、新市においても重要なことであるが、2市村における表彰の内容等に差異があることから、合併後に速やかに再編し、制度化を図るものとする。			
8. その他社会教育、スポーツ関係事務事業	合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。			

( 個 表 )

1. 関係団体(公共的団体等) (第10回現況調書107ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
関係団体	石狩市青年団体連絡協議会  石狩市文化協会 石狩市体育協会  石狩市PTA連合会 地域青少年健全育成協議会(4団体)	厚田村青年団体協議会 厚田村女性団体連絡協議会 厚田村文化協会 厚田村体育協会 厚田村スポーツ少年団本部 厚田村PTA連合会 厚田村青少年育成協議会	浜益村青年会 浜益村自治婦人会連絡協議会 浜益村文化団体連絡協議会 浜益村体育協会  浜益村PTA連合会	新市の一体性を確保するため、類似する団体については、合併時に統合・再編を働きかけるものとする。
	石狩市子ども会育成連絡協議会 ユネスコ協会 アートウォーム運営委員会	厚田村子育てネットワーク委員会 望来獅子舞保存会	該当なし	

2. 補助金等 (第10回現況調書107～109ページ参照)

区 分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
補助金等	石狩市芸術文化振興奨励補助金 石狩市スポーツ大会参加費助成金	該当なし	該当なし	新市においても必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。
	石狩市青年団体連絡協議会補助金  石狩市文化協会補助金 石狩市体育協会補助金  石狩市PTA連合会補助金 地域青少年健全育成協議会補助金(4団体)	厚田村青年団体協議会補助金 厚田村女性団体連絡協議会補助金 厚田村文化協会補助金 厚田村体育協会補助金 厚田村スポーツ少年団本部補助金 厚田村PTA連合会補助金 厚田村青少年育成協議会補助金	浜益村青年会補助金 浜益村自治婦人会連絡協議会補助金 浜益村文化団体連絡協議会補助金 浜益村体育協会補助金  浜益村PTA連合会補助金	新市においても必要であることから、団体の統廃合等の状況に応じ、合併後に新市において調整するものとする。
	石狩市子ども会育成連絡協議会補助金 ユネスコ協会補助金	厚田村子育てネットワーク委員会補助金 望来獅子舞保存会補助金	該当なし	現行のとおりとする。

3. 社会教育施設の管理 (第10回現況調書110~111ページ参照)

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い
施設	高岡ふれあい研修センター 北生振ふれあい研修センター 五の沢ふれあい研修センター 生振ふれあい研修センター 石狩自然の家 石狩市美登位創作の家	発足地域交流センター	該当なし	新市において、統一した管理運営が必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、利用条件等については、現行のとおりとする。
管理形態	全施設 直営	直営		
使用料	別記(議案集41ページ参照)	無料		

4. スキー場の管理 (第10回現況調書112ページ参照)

区分	石 狩 市	厚 田 村	浜 益 村	具体の取扱い																																
施設	該当なし	厚田村スキー場 (開設) 昭和61年1月 (コース) 2コース (設備) リフト1基、レストハウス1棟 外 (備品) 圧雪車1台、スノーモービル1台	浜益村スキー場 (開設) 昭和57年12月 (コース) 2コース (設備) リフト1基、レストハウス1棟 外 (備品) 圧雪車1台、スノーモービル1台	現行のとおりとし、新市において在り方を含め取扱いを検討するものとする。																																
管理形態		直営(管理の一部を厚田村公務サービス(株)へ委託)	直営(平成4年までは民営)																																	
使用料		<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大人</th> <th>小人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シーズン券</td> <td>10,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>(村内小中学生)</td> <td>(7,000円)</td> <td>(5,000円)</td> </tr> <tr> <td>1日券</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>1,000円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>1回券</td> <td>100円</td> <td>70円</td> </tr> </tbody> </table>	区分		大人	小人	シーズン券	10,000円	7,000円	(村内小中学生)	(7,000円)	(5,000円)	1日券	1,500円	1,000円	回数券	1,000円	700円	1回券	100円	70円	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>大人</th> <th>小人</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>シーズン券</td> <td>10,000円</td> <td>7,000円</td> </tr> <tr> <td>1日券</td> <td>1,500円</td> <td>1,000円</td> </tr> <tr> <td>回数券</td> <td>1,000円</td> <td>700円</td> </tr> <tr> <td>1回券</td> <td>100円</td> <td>70円</td> </tr> </tbody> </table>	区分	大人	小人	シーズン券	10,000円	7,000円	1日券	1,500円	1,000円	回数券	1,000円	700円	1回券	100円
区分	大人	小人																																		
シーズン券	10,000円	7,000円																																		
(村内小中学生)	(7,000円)	(5,000円)																																		
1日券	1,500円	1,000円																																		
回数券	1,000円	700円																																		
1回券	100円	70円																																		
区分	大人	小人																																		
シーズン券	10,000円	7,000円																																		
1日券	1,500円	1,000円																																		
回数券	1,000円	700円																																		
1回券	100円	70円																																		
維持管理費		平成14年度実績 収入：40万円 支出：657万円	平成14年度実績 収入：64万円 支出：553万円 (平成22年まで圧雪車起債償還分131万円含む)																																	

5. その他スポーツ施設の管理（第10回現況調書113～114ページ参照）

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体の取扱い
施設	石狩市緑苑台パークゴルフ場 はまなす国体記念石狩市スポーツ広場 石狩市B & G海洋センター 石狩市多目的スポーツ施設	厚田村山村スポーツセンター シーサイドみなくるパークゴルフ場 (平成16年7月オープン予定)	浜益村総合スポーツセンター	新市において、統一した管理運営が必要であることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、現在無料である厚田村山村スポーツセンターについては、有料化を検討することとし、その他の施設の利用条件等については、現行のとおりとする。
管理形態	全施設 直営(管理の一部を石狩市体育協会へ委託)	の施設 直営(管理の一部を厚田村公務サービス(株)へ委託) の施設 直営(管理の一部を委託する予定)	直営	
使用料	別記(議案集42ページ参照)	の施設 無料 別記(議案集42ページ参照)	別記(議案集42ページ参照)	

6. 学校体育施設の開放事業（第10回現況調書115～116ページ参照）

区分	石狩市	厚田村	浜益村	具体の取扱い
施設	・小学校10校及び中学校4校の体育館及びグラウンド ・小学校5校のプール	小学校2校及び中学校3校の体育館	小学校1校及び中学校1校の体育館、グラウンド	新市において、統一的に事業を行う必要があることから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。ただし、利用条件等については、現行のとおりとする。
管理人	設置	未設置(主事等に管理を依頼)	未設置(主事等に管理を依頼)	
使用料	体育館 1時間につき 500円 グラウンド及びプール 無料	無料	無料	

7. 表彰（第10回現況調書117ページ参照）

石狩市及び浜益村において、社会教育等に関する表彰制度があり、功績を認め表彰を行うことは、新市においても重要なことであるが、2市村における表彰の内容等に差異があることから、合併後に速やかに再編し、制度化を図るものとする。

8. その他社会教育、スポーツ関係事務事業（第10回現況調書118～132ページ参照）

新市においても必要な事務事業であり、引続き実施していくことから、合併時に石狩市の制度に合わせるものとする。

別記 社会教育施設使用料一覧 (単位：円)

石狩市 高岡ふれあい研修センター

区 分	使 用 料		
	1時間につき	全 日	特 例
アリーナ	800	8,300	7,000
研修室(A、B、C、D)	60	600	500
調理室	60	600	500

石狩市 北生振ふれあい研修センター

区 分	使 用 料		
	1時間につき	全 日	特 例
ホール	400	4,200	3,500
研修室(A、B、C)	60	600	500
調理室	60	600	500

石狩市 五の沢ふれあい研修センター

区 分	使 用 料		
	1時間につき	全 日	特 例
研修室(A、B、C)	60	600	500
調理室	60	600	500

石狩市 生振ふれあい研修センター

区 分	使 用 料		
	1時間につき	全 日	特 例
ホール(A)	200	2,100	1,800
ホール(B)	300	3,100	2,600
研修室(A、B、C)	60	600	500
調理室	60	600	500
陶芸室	60	600	500
陶芸窯(素焼き1回につき)			400
陶芸窯(本焼き1回につき)			800

(備考)

- 1 全日とは、午前9時から午後10時までをいう。
- 2 特例とは、委員会が特に必要があると認めた場合において、午後10時から翌日の午前9時までの全時間を通して使用することをいう。
- 3 1時間単位で使用する場合において、1日の使用時間(全日の時間帯に限る。)に係る使用料が全日の使用料を超えるときは、当該使用料は、全日の使用料とする。
- 4 1時間未満の使用は、1時間とみなす。

石狩市 石狩自然の家

区 分	使 用 料		
	1時間につき	全 日	1 泊
研修室(A、B)	100	1,000	900
体育館	200	2,000	

(備考)

- 1 全日とは、午前9時から午後10時までをいう。
- 2 1泊とは、午後10時から翌日の午前9時までの使用をいう。
- 3 研修室の1時間当たりの使用料は、全日の時間帯の使用に係る使用料について適用する。
- 4 1時間単位で使用する場合において、1日の使用時間(全日の時間帯に限る。)に係る使用料が全日の使用料を超えるときは、当該使用料は、全日の使用料とする。
- 5 使用時間が備考2に規定する時間に満たない場合であっても、当該時間どおり使用したものとみなす。
- 6 1時間未満の使用は、1時間とみなす。

石狩市 石狩市美登位創作の家

区 分	使 用 料		
	1時間につき	全 日	1人1泊
創作棟(A、B、C)	60	500	
創作棟(D)	100	900	
宿泊棟(A、B)	40		800

(備考)

- 1 全日とは、午前9時から午後8時までをいう。
- 2 1泊とは、午前9時から翌日の午前9時までの使用をいう。
- 3 宿泊棟の1時間当たりの使用料は、1泊の場合を除き、午前9時から午後8時までの間の使用に係る使用料について適用する。
- 4 創作棟を1時間単位で使用する場合において、1日の使用時間(全日の時間帯に限る。)に係る使用料が全日の使用料を超えるときは、当該使用料は、全日の使用料とする。
- 5 1時間未満の使用は、1時間とみなす。

別記 その他スポーツ施設使用料一覧 (単位：円)

石狩市 石狩市緑苑台パークゴルフ場

区 分		使用料		
コース 使用料	普通料金	大人	1ラウンド	300
			回数券	3,000
		小人	1ラウンド	200
	定期料金 (市民に 限る)	高年齢者	回数券	2,000
		大人	1シーズン	18,000
			3月定期券	10,000
	小人	1シーズン	10,000	
	高年齢者	3月定期券	6,000	
用具 使用料	1組1プレー		100	

(備考)

- 1 大人とは、小人及び高年齢者以外の者をいう。
- 2 小人とは、中学生以下の者をいう。
- 3 高年齢者とは、満65歳以上の者をいう。
- 4 市民とは、住民基本台帳法(昭和42年法律第81号)の規定により本市の住民基本台帳に記録されている者又は外国人登録法(昭和27年法律第125号)の規定により本市の外国人登録原票に登録されている者をいう。
- 5 1ラウンドとは、1コース(18ホール)につき1回使用することをいう。
- 6 シーズンとは、各年度におけるパークゴルフ場の開設期間をいう。
- 7 3月定期券の有効期間は、当該定期券の発効日から起算して3月(定期券の発効日においてパークゴルフ場開設期間が3月に満たないときは、当該期間)とする。
- 8 1組とはクラブ1本及びボール1個をいい、1プレーとはコースの使用を開始してから終了するまでをいう。

石狩市 はまなす国体記念石狩市スポーツ広場

区 分	使用料	
	単 位	金 額
ソフトボール場	1面1時間につき	900
サッカー場	1面1時間につき	1,400
夜間照明	1面1時間につき	1,000

(備考)

- 1 1時間未満の使用は、1時間とする。

石狩市 石狩市B & G海洋センター

区 分	使用料	
	1時間につき	全 日
アリーナ	1,000	9,600
トレーニングルーム	500	4,800
ミーティングルーム	100	1,000
プール	1,000	8,400
一般開放個人使用(アリーナ、トレーニングルーム、プール 1人1回につき)		100

(備考)

- 1 全日とは、午前9時から午後9まで(プールは、午前10時から午後8時30分まで)をいう。
- 2 中学生以下の一般解放における個人使用は、無料とする。
- 3 1時間単位で使用する場合において、1日の使用時間(全日の時間帯に限る。)に係る使用料が全日の使用料を超えるときは、当該使用料は、全日の使用料とする。
- 4 1時間未満の使用は、1時間とみなす。

石狩市 石狩市多目的スポーツ施設

区 分	使用料			
		夏 期	冬 期	
アリーナ	全面	全日	46,000	55,300
			3,840	4,610
	3/4面		2,880	3,460
	2/3面	1時間につき	2,560	3,080
	1/2面		1,920	2,310
トレーニングルーム	1/3面		1,280	1,540
	1/4面		960	1,160
		午前	1,200	1,440
		午後	1,600	1,920
	夜間	1,600	1,920	
	全日	4,400	5,280	

一般開放個人使用(1人1回につき)

区 分	使用料	
	金 額	
アリーナ	一般	160
	高年齢者・高校生	100
	中学生・小学生	80
トレーニングルーム	一般	200
	高年齢者・高校生	120

(備考)

- 1 夏期とは、5月1日から10月31日までをいい、冬期とは、11月1日から4月30日までをいう。
- 2 全日とは、午前9時30分から午後9時30分までをいい、午前とは、午前9時30分から午後0時30分までをいい、午後とは、午後1時から午後5時までをいい、夜間とは、午後5時30分から午後9時30分までをいう。
- 3 高年齢者とは、満65歳以上の者をいう。
- 4 入場料又はこれに類するものを徴収して使用する場合の使用料は、10割増とする。
- 5 小学校就学前の者のアリーナの一般開放個人使用は、無料とする。
- 6 1時間未満の使用は、1時間とみなす。

厚田村 シーサイドみなくるパークゴルフ場

コース 使用料	区 分		使用料	
	1日券			
シーズン 券	村内	大人	600	
		小人	200	
	村外	大人	10,000	
		小人	5,000	
	用具 使用料	1日1組	大人	15,000
			小人	7,000

(備考)

- 1 1日とは、1日のパークゴルフ場開設時間をいう。
- 2 シーズンとは、各年度におけるパークゴルフ場の開設期間をいう。
- 3 村内とは、村内に住民登録をしている者をいう。
- 4 村外とは、村内以外に住民登録をしている者をいう。
- 5 大人とは、子供以外の者をいう。
- 6 子供とは、中学校の課程を修了するまでの者をいう。
- 7 1組とはクラブ1本及びボール1個をいう。

浜益村 浜益村総合スポーツセンター

区 分	使用料		
		夏 期	冬 期
全面使用	1時間につき	2,380	3,090
半面使用		1,190	1,540

(備考)

- 1 夏期、冬期の区分  
夏期 5月1日～10月31日  
冬期 11月1日～4月30日
- 2 1時間未満の使用については、1時間の使用とする。
- 3 営利目的 村内 基本料金の10割増  
村外 基本料金の30割増